

4 適用法規別の状況

適用法規別の労働組合員数（単位労働組合）をみると、「労働組合法」適用労働組合員数が833万2千人(全体の85.2%)と8割以上となっており、次いで、「地方公務員法」が117万7千人(同12.0%)、「地方公営企業等の労働関係に関する法律」が13万9千人(同1.4%)、「国家公務員法」が10万4千人(同1.1%)、「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」が2万6千人(同0.3%)となっている（第4表）。

第4表 適用法規別労働組合員数（単位労働組合）

適用法規	労働組合員数			構成比		
	平成26年	対前年差	対前年増減率	平成25年	平成26年	平成25年
	千人	千人	%	千人	%	%
総計	9,777	-44	-0.5	9,822	100.0	100.0
労働組合法	8,332	-12	-0.1	8,343	85.2	84.9
特労法・地公労法	165	-1	-0.6	166	1.7	1.7
特定独立行政法人等の労働関係に関する法律	26	-0	-0.7	26	0.3	0.3
地方公営企業等の労働関係に関する法律	139	-1	-0.6	139	1.4	1.4
国公法・地公法	1,281	-31	-2.4	1,312	13.1	13.4
国家公務員法	104	-5	-4.9	109	1.1	1.1
地方公務員法	1,177	-26	-2.2	1,203	12.0	12.2

注： 1) 「特労法」は「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」、「地公労法」は「地方公営企業等の労働関係に関する法律」の略称である。

2) 「国公法」は「国家公務員法」、「地公法」は「地方公務員法」の略称である。